

館山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

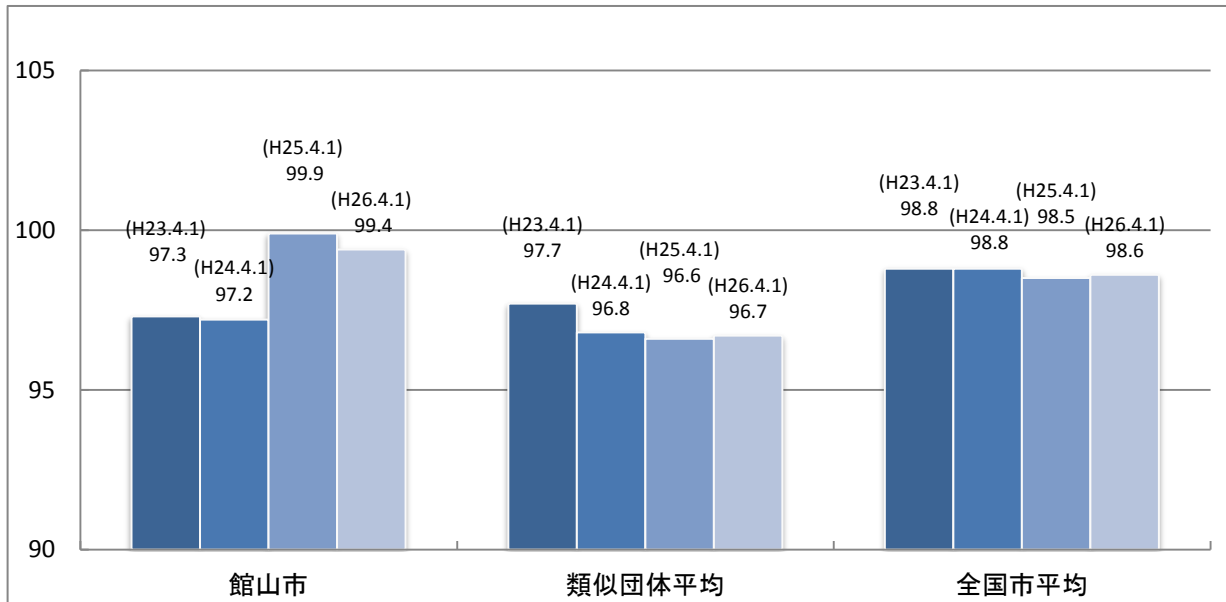
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 49,171	千円 17,789,070	千円 853,850	千円 3,069,100	% 17.3	% 17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 368	千円 1,392,448	千円 155,294	千円 487,422	千円 2,035,164	千円 5,530	千円 5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付き短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成24年度と比較すると2.2ポイント上昇している。これは、平成22年度から平成24年度まで独自給与削減（一般職5～3%）を行っていたこと等によるものである。今後は、おおむね現状の水準で推移するものと見込んでいる。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 〕 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。若年層については1級の全号給及び2級の一部号給(下位)については引下げなし。4級以上の高位号給は平均2.2%を上回る引き下げ。その他、5級・6級は在籍実態を考慮し増設。
なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)支給なし

(参考)

	26年度支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	27年度支給割合
国基準支給割合	0%	0%	0%
館山市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

・55歳以上職員の減額の廃止

7級以上で55歳以上の職員は給料額、管理職手当を1.5%減額しているが、平成30年3月31日をもって廃止する。

・管理職員特別勤務手当

災害への対処等緊急を要するため、平日深夜(午前0時～午前5時)までの間に勤務した場合に、6,000円を超えない範囲で支給

(5)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
館山市	41.8 歳	330,544 円	371,992 円	350,266 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	320,225 円	378,857 円	345,804 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
館山市	48.0 歳	29 人	329,093 円	359,486 円	345,679 円
うち清掃職員	47.0 歳	20 人	325,425 円	360,760 円	344,550 円
うち自動車運転手	53.3 歳	2 人	348,600 円	385,623 円	361,600 円
そ の 他	49.3 歳	7 人	334,000 円	348,380 円	344,357 円
千葉県	52.4 歳	559 人	322,163 円	376,511 円	355,842 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.6 歳	21 人	310,621 円	336,564 円	323,268 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
館山市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.24
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	58.9 歳	209,900 円	1.84
そ の 他	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
館山市	—	—	—
うち清掃職員	5,680,603 円	3,939,100 円	1.44
うち自動車運転手	6,096,102 円	2,648,200 円	2.30
そ の 他	5,547,562 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
館山市	36.6 歳	285,731 円	296,662 円
千葉県	42.4 歳	361,808 円	421,052 円
類似団体	41.8 歳	306,603 円	329,708 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また，「平均給与月額（国比較ベース）」は，比較のため，国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		館 山 市	千 葉 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,800 円	180,800 円	172,200 円
	高 校 卒	146,200 円	146,200 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,200 円	143,500 円	—
	中 学 卒	141,800 円	130,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,613 円	351,000 円	398,240 円	422,890 円
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	331,200 円	388,867 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	323,250 円	該当者なし
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

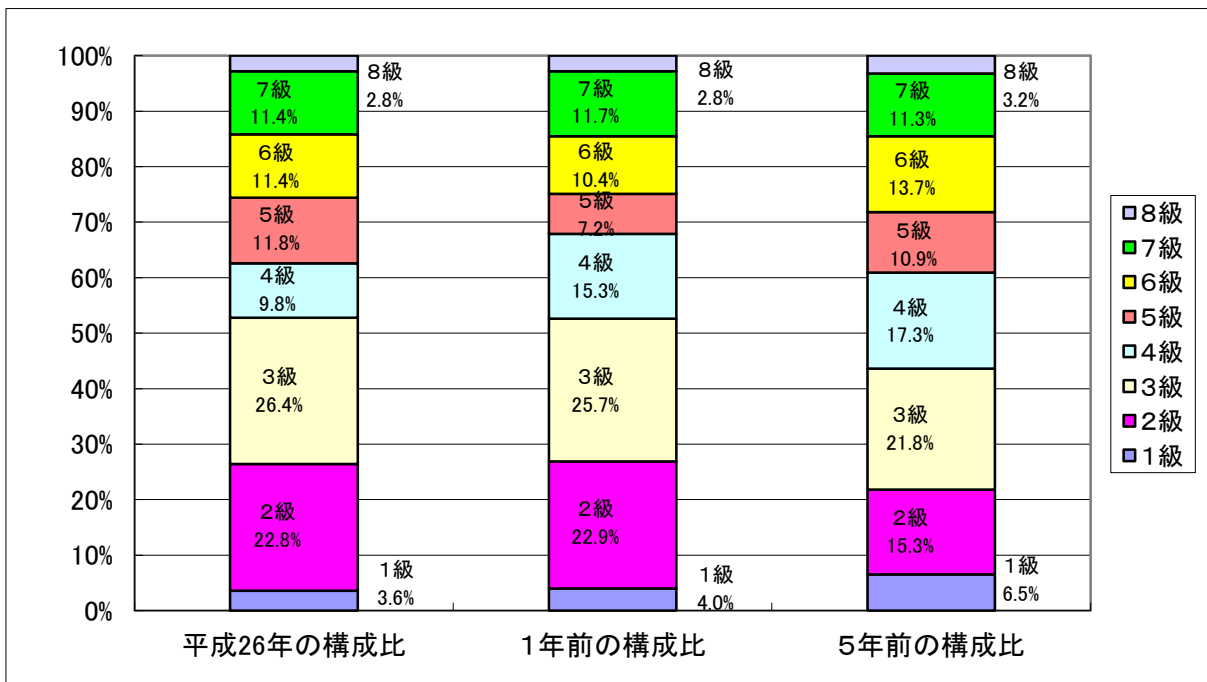
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9人	3.6%	137,200円	243,700円
2級	主事	58人	22.8%	187,800円	307,800円
3級	副主査・主任主事	67人	26.4%	224,600円	356,300円
4級	係長・主査	25人	9.8%	261,900円	390,800円
5級	副主幹	30人	11.8%	289,200円	403,200円
6級	副課長・主幹	29人	11.4%	320,600円	422,600円
7級	課長	29人	11.4%	366,200円	456,200円
8級	部長・参事	7人	2.8%	413,000円	478,200円
計		254人	100.0%		

(注) 1 館山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 技能労務、委員会、税務、看護保健、医療技術、保育の各職員は含まない。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、勤務成績の評定を実施。
 定期昇給においては、評定期間（1年間）の全期間を通して勤務した者については一律昇給を実施。
 （育児休業、病気休暇等のあった者については下位区分に決定した。）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

館山市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,311 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 2.5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

現在、成績率に差を設けず、一律支給(67.5/100)を実施。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

館山市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 自己都合 勸奨・定年	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 2,494 千円 24,522 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		—	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給なし	-	-	0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		99.4	
(ラスパイレース指数)		(99.4)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		546 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		24,818 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		5.4 %		
手当の種類(手当数)		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対 する支給単価
行旅死亡人等取扱手当	社会福祉課等	行旅死亡人等取扱作業	-	1件 1,000円
消毒作業等従事手当	健康課等	感染症の病原体消毒作業	-	1日 1,000円
危険箇所作業従事手当	清掃職員等	貯留槽、焼却炉等酸素欠乏 場所等清掃作業	546千円	1日 1,000円
災害復旧作業等従事手当	清掃職員等	火災、風水害等非常災害時 の構築物破壊又は復旧	-	1日 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	61,734 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	171 千円
支給実績(24年度決算)	73,395 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	201 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の 制度と の異同	国の制度と 異なる内容	支 給 実 績 (25年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ○16～22歳までの子の加算 1人5,000円	同		43,496千円	233,848円
住居手当	○借家〔家賃12,000円超の 場合〕家賃に応じて27,000円 を限度に支給	同		12,881千円	274,056円
通勤手当	○交通機関利用 6ヶ月定期 券代等を全額支給(上限無 し) ○自動車等利用 距離に応じ て2,000～32,330円を支給	異	○交通機関利用 国→1ヶ月55,000円 を限度 ○自動車等利用 距離区分の相違に より支給額が異なる	21,109千円	69,211円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,700円	異	国→4,200円	1,345千円	6,659円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時 間に勤務した場合、1時間 につき給料額の135%を支給	同		2,330千円	22,400円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に対し支給(時間外勤務 手当、休日勤務手当、夜間勤 務手当は支給しない)	異	支給区分と支給額 の相違	21,286千円	483,773円
管理職職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が緊急 の必要により休日等に勤務 した場合、7,000～10,000円を 支給	異	支給区分と支給額 の相違	17千円	17,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10 時～翌日午前5時までに勤務 した職員に対し、1時間当 たりの給料額の25%を支給	同		465千円	51,617円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	736,200	円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副市長	625,500	円	989,000 円／ 259,000 円 816,000 円／ 483,000 円
報 酬	議 長	405,000	円	545,000 円／ 230,000 円
	副議長	366,000	円	474,000 円／ 200,000 円
	議 員	342,000	円	442,000 円／ 180,000 円
期 末 手 当	市 長 副市長	(25年度支給割合) 3.90 月分		
	議 長 副議長 議 員	(25年度支給割合) 3.90 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額(円)×在職月数×0.35	12,368,160円	任期毎
		給料月額(円)×在職月数×0.25	7,506,000円	任期毎

(注) 1. 市長・副市町に係る給料月額を、H25.4.1～H26.12.9の間、10%減額。

2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

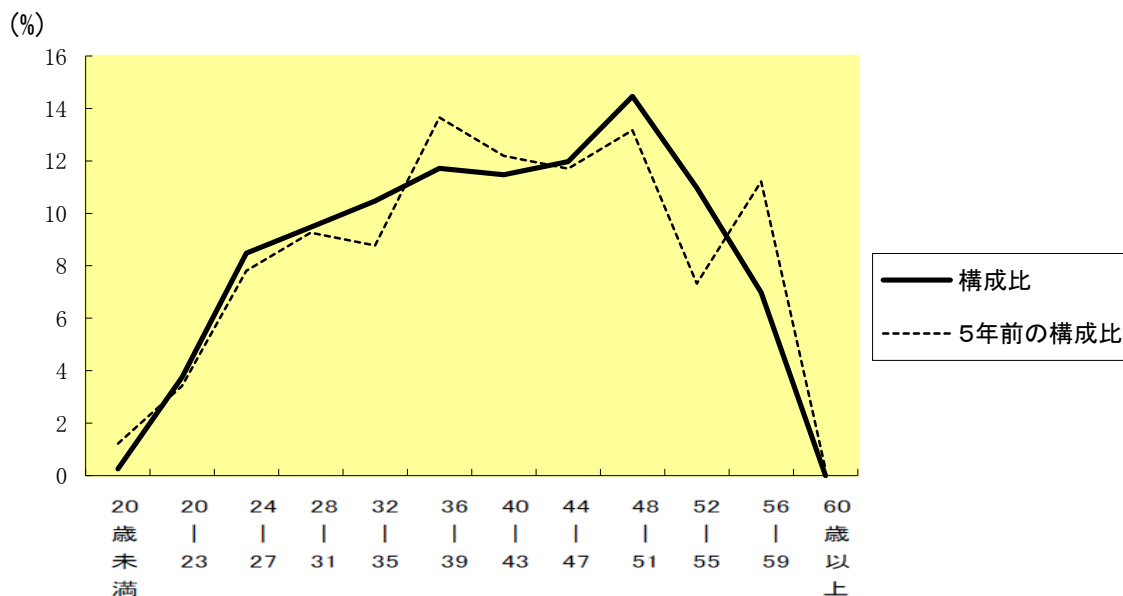
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務企画	71	70	▲ 1	被災地派遣終了による減等
	税務	22	22	0	
	民生	76	79	3	幼保一元化業務見直し及び臨時給付金事務による増等
	衛生	48	48	0	
	農林水産	18	18	0	
	商工	14	17	3	観光業務見直しによる増等
	土木	42	39	▲ 3	港湾業務見直しによる減等
	計	295	297	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.69人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.69人)
	教育部門	74	74	0	
	小 計	369	371	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.17人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.66人)
公営 企会 業計 等部 門	下水道	8	9	1	被災地派遣終了による増等
	その他	21	21	0	
	小 計	29	30	1	
合 計		398 [450]	401 [450]	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.94人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	15人	34人	38人	42人	47人	46人	48人	58人	44人	28人	0人	401人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	305	301	298	295	295	297	▲8 (▲3%)
教育	74	77	76	74	74	74	0 (▲5%)
消防							
普通会計計	379	378	374	369	369	371	▲8 (▲4%)
公営企業等会計	31	30	31	30	29	30	▲1 (▲6%)
総合計	410	408	405	399	398	401	▲9 (▲4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。